
研究ノート

少年司法における親の役割*

丸 山 雅 夫

はじめに

I 少年司法における親の法的地位と親への介入根拠

- (1) わが国の少年司法における親の法的地位
- (2) 親に対する法的介入の根拠

II 非行の発見段階における親への介入

- (1) 捜査機関による発見と介入
- (2) 捜査機関以外による発見と介入

III 家庭裁判所における親への介入—調査段階

- (1) 少年保護手続からの離脱
- (2) 家庭裁判所調査官による保護的措置
- (3) 観護措置における親への介入

IV 家庭裁判所における親への介入—審判段階

- (1) 家庭裁判所裁判官による保護的措置
- (2) 試験観察における親への介入
- (3) 終局処分決定時における親への介入

V 処遇段階における親への介入

むすびに代えて—今後の課題

はじめに

1 現在、少年と成人は、たとえ同じ犯罪（殺人罪〔刑 199 条〕や窃盗罪〔刑 235 条〕など）を行った場合であったとしても、それぞれを別の司法システムで扱うという対応が確立している。前者が、非行少年を対象とする少年司法システムであり、後者が、成人犯罪者を対象とする刑事司法システム（刑事裁判制度）である。少年司

法システムが対象とする年齢層や非行内容は各国で相当に異なってはいるものの、非行少年を独自の（成人犯罪者とは異なる）司法システムで扱うこと自体は、現在の世界各国で共通のものとなっている。非行少年に対する独自の対応は、ヨーロッパにおける近代市民社会の形成とその後の産業革命を通じた長い歴史的過程のなかで、徐々に確立されてきたものであり、独自の理念と理論的裏づけを与えられることになったものである。こうした、ヨーロッパにおける少年司法システム成立の動きは、一般に、刑事法的な対応を前提とする流れと衡平法（エクイティ）を基礎とする後見的・福祉的なものとに大別できるものとされている¹⁾。前者は、いわゆる大陸法系に属するものであり、主として旧派（古典学派）の刑法理論（自由意思を前提とする非決定論）に立脚している。他方、後者は、いわゆるコモン・ロー法系に属するものであり、新派（実証主義的犯罪論）の刑法理論（決定論）に立脚するものである²⁾。1899年には、アメリカのイリノイ州シカゴ（クック・カウンティ）に、後者の立場を基礎とする少年裁判所がはじめて創設され、少年司法システムとしての独自の歩みが踏み出されることになった。

1900年の感化法（明治33年法37号）制定によって少年司法システムを導入したわが国は、大陸法的な色彩の強い旧少年法（大正11年法42号）を経て、第2次世界大戦後にアメリカ・プロベーション協会策定の標準少年裁判所法案に倣った少年法を制定し（昭和23年法168号），現在に至っている。したがって、現行少年法は、コモン・ロー法系に起源をもつものと言ってよい。それは、「人間の行動は、本人の素質と環境によって決定づけられているから、悪しき素質と環境を適切に調整してやれば改善（再社会化）できる」とする実証主義的犯罪論との親和性が強いものである³⁾。特に、未成熟である子ども（少年）においては、善惡のいずれについても周囲からの被影響性が強いことから、適切な対応がなされれば、よりよい環境からの影響による改善可能性（可塑性）も高いものとされる。こうした理解が、少年司法システムにおける独自の処遇理念を基礎づけているのである。わが国の現行少年法1条が、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」としているのは、こうした処遇理念を明らかにしたものである。

2 コモン・ロー法系の後見的・福祉的対応を前提とする少年司法システム（福祉モデル）は、すでに指摘したように、衡平法に起源があるとされ、特に衡平法裁判所の「パレンス・パトリエ（国親）思想」にもとづくとする見解が一般的である⁴⁾。国親思想は、親（本来的に子どもを保護すべき者）の保護に欠けた状態にある存在と

して非行少年を捉え、そのような状態にある少年については、国が親に代わって積極的に保護を与えるなければならないとする考え方である。こうした考え方は、すでに、世界最初の少年裁判所を基礎づけたイリノイ州少年裁判所法（1899年）の「扶助を要する少年、放任された少年、および非行のある少年の扱いと制御を規制する法律」に明示されていた。その21条は、保護を要する子どものすべて（要扶助児、遺棄児、孤児、非行少年、犯罪少年）に対して、親の保護が充分でない場合に、「実の親によって与えられるはずであった世話・監護・躾けを施す」ことを国に義務づけるものであった。そのため、非行少年に対する少年裁判所での手続は、「父親のような裁判官が、少年の持つ問題について話し合い、また父親としての勧告と訓戒を与えることによって、道を誤った若者の心と良心に触れる」といったイメージのものであったとされている⁵⁾。その後、1960年代には、アメリカを中心として、このような純粋な姿（徹底した形）のパレンス・パトリエは、その管轄の広さ（対象少年の多様性および民事と刑事の未分離）、手続の柔軟性（非方式にもとづく恣意的運用の危険性）などから批判されることになり、実際にも大きな修正（司法モデル少年法制への転換）を経験することになった⁶⁾。しかし、少年司法システムにおけるパレンス・パトリエの考え方自体は、司法モデルの少年法制のもとにおいても、依然として、少年司法システムを基礎づける理念として維持されている。特に、わが国の現行少年法は、パレンス・パトリエに対する批判が席卷する以前のアメリカ標準少年裁判所法（案）に倣って成立したものであるため、比較的に純粋な姿のパレンス・パトリエの考え方を継承していると言われている⁷⁾。

以上のことを前提として、本稿において、わが国の現行少年法にもとづく少年司法システムにおける親の役割について、その現状を確認することにしたい。

注

- 1) 団藤重光／森田宗一『ポケット註釈全書 新版少年法〔第2版〕』（有斐閣、1984年）3頁以下。
- 2) 丸山雅夫『少年法講義〔第2版〕』（成文堂、2012年）7頁以下参照。さらに、丸山雅夫「学派の争い」阿部純二ほか編『刑法基本講座 第1巻』（法学書院、1992年）122頁以下参照。
- 3) こうした見方は、社会心理学者のレヴィン（K. Lewin: 1890–1947年）が提示した、 $B = f(P \cdot E)$ という公式に端的に示されている。B, P, Eは、それぞれ、Behavior（行為、行動）、Personality（人格、素質、性格）、Environment（環境）の頭文字である。この公式は、必ずしも、子どもの行動だけを念頭に置いたものではない。しかし、人格的な発達途上にあること（未成熟さ）と、その反面としての可塑性の高

さを特徴とする「子ども」については、このような見方がよりよく妥当すると言つてよい。

- 4) たとえば、澤登俊雄『少年法入門〔第5版〕』(有斐閣、2011年) 37頁。他方、こうした定型的な説明に疑問を提起するものとして、吉中信人「パレンス・パトリエ思想の淵源」広島法学30卷1号(2006年)29頁以下参照。
- 5) 澤登・前掲注4) 139頁。
- 6) 丸山雅夫『カナダの少年司法』(成文堂、2006年) 69頁以下参照。
- 7) パレンス・パトリエの継受については、森田明『日本立法資料全集18 大正少年法(上)』(信山社、1993年)5頁以下、同『少年法の歴史的展開〈鬼面仮心〉の法構造』(信山社、2005年)7頁、269頁以下、同『未成年者保護法と現代社会—保護と自律のあいだ〔第2版〕』(有斐閣、2008年)207頁以下、が特に有用である。

I 少年司法における親の法的地位と親への介入根拠

(1) わが国の少年司法における親の法的地位

1 少年を保護し、その生育に大きな影響を与える存在（保護者）は、必ずしも親に限られるわけではない。そのため、少年法は、「この法律で『保護者』とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう」と規定して（少2条2項）、児童福祉法や学校教育法などよりも広範囲の保護者を想定している⁸⁾。したがって、少年法にもとづく保護者への介入も、親に限られるわけではなく、当然に広範囲なものとなる。ただ、少年（20歳未満〔少2条1項〕）のほとんどが、いまだに自立しておらず、家庭のなかで生育している存在であることからすれば、少年の生育環境として最も重要なのが「家庭」と「親」であることに疑いはない。非行の発生要因として、親を中心とする家庭環境が重要であることは、かねてから指摘されてきたところもある⁹⁾。特に、少年非行の第1のピーク（1951年）との関係では、貧困や欠損といった家庭の特別な構造ないしは形態が、非行原因として強調されていた。また、国連子どもの権利条約（児童の権利に関する条約〔平成6年条約2号〕）も、保護者の監護の権利と義務（3条2項）、保護者の指導の尊重（5条）、父母からの分離の禁止（9条）、養育における父母の共同責任（18条）を明示する一方で、父母による虐待・搾取等からの保護（19条）、そして家庭環境を奪われた子どもの保護（20条）を明示している。これらの規定から明らかなように、子どもの権利条約も、第1次的な監護者を父母とするパレンス・パトリエの立

場を前提とするものになっている。

2 少年司法における保護者の立場（機能）については、一般に、① 少年の権利や利益を代弁ないしは擁護する立場（保護手続の監視機能）、② 少年の健全育成のために国家に協力する立場（協力者としての機能）、③ 国家の介入によって少年に対する保護の権利や利益を奪われる立場、④ 保護義務の懈怠により少年を非行に走らせた責任を追及される立場、が指摘されている¹⁰⁾。少年司法システムが独立した直後は、④の立場が強調されることが多く、非行少年の親を非行原因供与罪ないしは非行助長罪で処断するような法制度も存在していた¹¹⁾。しかし、そうした保護者の犯罪は、代位・代理処罰ないしは転嫁罰であるとして厳しく批判され、次第に姿を消していった¹²⁾。現在のわが国においても、本来的な意味での④を明示的に規定する条文はなく、未成年者喫煙禁止法（明治 33 年法 33 号）や未成年者飲酒禁止法（大正 11 年法 20 号）における犯罪のような、少年の福祉を害する成人犯罪の規定に④の名残りを見る能够にとどまる¹³⁾。そのため、最近では、④を特に強調しない機能的分類も一般化している¹⁴⁾。

上記の①ないしは③との関係で、保護者には、少年法および少年審判規則において、さまざまな権利が規定されている¹⁵⁾。他方、②（さらには④）との関係で、保護者は、少年の健全育成を目的とした法的介入（働きかけ）の対象とされることになる。以下では、便宜上、「親」に対する介入の現状を確認していくことにする。そして、それは、保護者一般についても当然に妥当するものである。

（2）親に対する法的介入の根拠

私人に対する国家の法的介入を正当化する原理としては、一般に、侵害原理と保護原理が援用される¹⁶⁾。前者は、個人の行動が他者の利益を侵害したこと、ないしは侵害するおそれのあることを根拠として介入するものであり、「ミル原理」とも言われる。他方、後者は、他者の利益を侵害するおそれがない行動であっても、それを放置すれば行為者本人の利益が害されることを根拠として介入するもので、パターナリズムと呼ばれる。非行少年自身については、犯罪構成要件の充足を前提とする犯罪少年（少 3 条 1 項 1 号）および触法少年（同 2 号）に対する介入は、侵害原理で説明が可能である。他方、将来的な犯罪・非行の虞れを根拠とする虞犯少年（同 3 号）に対する介入については、侵害原理で直接に説明することはできず、保護原理による説明が不可欠なものである。また、非行少年本人ではなく、その親に対する介入との関係では、非行原因供与罪や非行助長罪が存在しない現在では、侵

害原理で介入を正当化することはできず、保護原理を前提とした、少年の健全育成のために国家に協力する立場から正当化されることになる。

後に述べるように、わが国の少年法は、全件送致主義にもとづく家庭裁判所先議主義を探るとともに、当該少年の要保護性が解消したり、処遇（保護处分ないしは刑事処分）の必要性がないほどに要保護性が低下した場合には、積極的に少年司法システムから離脱させることを認めている（ダイヴァージョン）。少年法の大きな特徴は、社会復帰モデルに立脚する不処分優先主義にあると言ってよい。そして、少年の生育環境として重要な存在である「親」も、要保護性の解消ないしは低下（非行性の解消）に積極的な役割を果たすことが期待されており¹⁷⁾、そのための介入（働きかけ）を受ける対象となっているのである。したがって、親に対するこうした働きかけは、非行事案の全段階のそれぞれ（発見、調査・審判、処遇）において認められることになる。

注

- 8) 児童福祉法（昭和22年法164号）6条は、「この法律で、保護者とは、親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう」とし、学校教育法（昭和22年法26号）16条は、「保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）」としている。
- 9) たとえば、小川太郎ほか編『少年非行と少年保護—理論と実務』（立花書房、1960年）253頁以下〔土井正徳／品川不二郎〕、田辺幸喜「家族崩壊と少年非行」兼頭吉市／檜山四郎編『社会変動と少年非行 続・反映の落とし子たち』（大成出版社、1977年）65頁以下、家庭裁判所現代非行問題研究会編著『80年代の少年非行への展望 日本の少年非行』（大成出版社、1979年）87頁以下、望月嵩「現代家庭と少年保護」平野龍一編集代表『講座「少年保護」1 少年非行と少年保護』（大成出版社、1982年）257頁以下、鮎川潤『新版 少年非行の社会学』（世界思想社、2002年）38頁以下。
- 10) たとえば、澤登・前掲注4) 151頁。
- 11) たとえば、1908年のカナダ非行少年法18条は、それを略式起訴犯罪として、500ドル以下の罰金または（および）1年以下の自由刑（1921年改正で2年以下に引き上げ）で処断していた。さらに、団藤重光／森田宗一／内藤文質／四ツ谷巖『ポケット註釈全書（5）少年法』（有斐閣、1956年）20頁、62頁。
- 12) 丸山・前掲注6) 37頁以下、54頁以下、参照。さらに、最高裁判所事務総局編『米国標準少年裁判所法（1959年改正）』（法曹会、1962年）46頁。
- 13) 少年の福祉を害する成人の刑事事件は、かつては家庭裁判所の管轄とされていたが（少旧37条・38条）、併合罪関係に立つ場合の扱いの不都合や略式命令ができるな

- いことなどの理由から、その管轄が地方裁判所・簡易裁判所に移管されることになった（2008年改正による37条・38条の削除）。
- 14) たとえば、裁判所書記官研修所監修『少年法実務講義案〔再訂補訂版〕』（2012年、司法協会）45頁以下。
 - 15) その主なものとしては、付添人選任権と付添人就任権（少10条1項・2項）、観護措置決定（更新決定）に対する異議申立権（少17条の2第1項）、抗告権（少32条）、再抗告権（少35条）、観護措置に関する通知を受ける権利（少年審判規則〔昭和23年最高裁判所規則33号〕22条）、審判出席権（審判規則25条2項）、証拠調請求権（審判規則29条の3）、審判における意見陳述権（審判規則30条）、保護処分に関する説明と抗告権の告知を受ける権利（審判規則35条）がある。
 - 16) これら以外に、道徳原理が援用されることもある。それは、他者および本人の利益を侵害するおそれのない行為であっても、その放任が社会の道徳秩序の維持の障害になる場合には、そのことを根拠として介入を認めるものである。しかし、このような道徳原理は、法による道徳の強制（リーガル・モラリズム）に至りかねない過度の介入を認めるものであり、自由主義を基盤とする自由社会においては法的介入の根拠とはなりえない。
 - 17) 高内寿夫「少年法における『健全育成』についての一考察——保護手続の権力的側面に着目して」澤登俊雄先生古稀祝賀論文集『少年法の展望』（現代人文社、2000年）59頁以下、71頁。

II 非行の発見段階における親への介入

(1) 捜査機関による発見と介入

1 少年法の対象となる非行少年は、犯罪少年、触法少年、虞犯少年の3類型のものから構成されている（少3条1項）。これらの非行少年が家庭裁判所に係属する割合は、触法少年が15%程度、虞犯少年が1%未満で、残りが犯罪少年（一般刑法犯〔刑法犯全体から自動車運転過失致死傷罪等を除いたもの〕としての少年）であり¹⁸⁾、経年的に大きな変化は見られない。したがって、犯罪捜査に当たる専門捜査機関（警察官および検察官〔刑訴189条・191条〕）こそが、非行少年の発見機関として最も重要なものであり、ほとんどの非行少年（非行事案）は捜査機関によって発見されることになる（一般保護事件総数〔106,598件〕の約95%）。他方、触法少年と14歳未満の虞犯少年については、児童福祉機関先議主義が採られているため（少3条2項）、犯罪容疑事件として一旦は捜査に着手した事案であっても、14歳未満である

ことが判明した時点で児童相談所に通告することになる（児福 25 条）。

犯罪少年を発見した捜査機関は、すべての事件を家庭裁判所に送致したうえで、その扱いを家庭裁判所の判断に委ねなければならない。現行少年法は、犯罪少年の扱いを検察官の裁量（検察官先議主義）に委ねていた旧少年法とは決定的に異なり、非行事件の扱いと判断を家庭裁判所の専権事項として、捜査段階での事件終結を認めないことにしたのである（全件送致主義〔少 41 条・42 条 1 項〕にもとづく家庭裁判所先議・専議主義）。したがって、捜査段階で要保護性が解消ないしは低下したことが明らかな少年があったとしても、それを理由に少年司法手続から離脱させることはできない。ましてや、要保護性の解消・低下を目指した親への働きかけは、本来的に想定されていない¹⁹⁾。ただ、適切な処遇に資するために必要な範囲で、助言その他の必要な措置をとることは可能である（少年警察活動規則〔平成 14 年国家公安委員会規則 20 号〕13 条 1 項、少年警察活動推進上の留意事項について〔平成 19 年警察庁乙生 7 号警察庁次長依命通達〕第 4 の 2）。

犯罪少年の捜査においては、少年の特性に応じた特別な扱いが要請されるが²⁰⁾、特則のない場合には一般の例（刑訴法）によるものとされている（少 40 条）。そのため、犯罪容疑少年についても、捜査段階で、例外的に勾留が認められるほか（少 43 条 3 項・48 条 1 項）、勾留に代わる観護措置による身柄拘束が認められる（少 43 条 1 項本文）。これらのいずれにおいても、成人犯罪容疑者に対する勾留要件（刑訴 60 条・204 条以下）を充足することが必要である。したがって、被疑者段階で少年の弁護人（付添人）になった弁護士は、少年の身柄拘束を回避するために、親に積極的に働きかけることによって刑訴法上の勾留要件（特に逃亡のおそれ）の不存在（不充足）を立証することになる。この働きかけは、少年の要保護性の解消・低下を直接の目的とするものではないが、少年の置かれた環境を調整する効果があり、その後の再社会化（健全育成）に向けた環境調整につながりうるものである。

2 全件送致主義は、捜査を遂げた個々の事件ごとに、家庭裁判所への送致を義務づけるものである。しかし、少年法制定から間もない 1950 年以降、通常の事件送致手続の例外として、軽微な事案の簡易送致手続（身上調査票その他の関係書類を添付して、1 月ごとに一括して送致する方法）が導入されて実務に定着することになり（昭和 25 年 8 月 14 日家庭甲 235 号家庭局長通達〔根拠〕、昭和 44 年 5 月 27 日最高裁家三 103 号家庭局長通達〔軽微事件の範囲〕），交通関係事件を除いた一般事件（87,533 件）のうちの 32% 程度（28,218 件）を占めるまでに至っている。簡易送致手続は、審判不開始（少 19 条 1 項）によるダイバージョンを目的とするものとして利用さ

れているため、成人の微罪処分に対する処置が準用される（犯罪捜査規範〔昭和32年国家公安委員会規則2号〕214条）。具体的には、保護者を呼び出したうえで将来の監督について必要な注意を与えて、その請書を徴したうえで（捜査規範200条2号）、「少年事件簡易送致書及び捜査報告書」のチェック欄をチェックする扱いである。そこでの注意は、門限の設定や日常的な少年との接し方など、後に述べる家庭裁判所調査官による「保護的措置」とほとんど同様の内容のものとなる。

簡易送致手続は、形式的には全件送致主義と家庭裁判所先議主義を逸脱するものではないが、審判不開始を直接的な目的とした働きかけが行われている点で、捜査機関限りでの事件終結につながるものであり、理論的な問題があることを否定できない。したがって、重要なのは、理論的一貫性と事実上の処遇的効果との関係をどのように評価するかということにならざるをえないと思われる。

3 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした触法少年は（少3条1項2号）、犯罪少年ではないため（同1号、刑41条）、触法容疑事件については刑訴法を根拠とする捜査を行うことは認められない。ただ、警察法2条1項の一般条項にもとづいて調査を行うことまでは否定されていないし（活動規則15条以下）、調査に際して親と接触すること（呼出しと質問）も可能であり（活動規則20条）、保護者の同意を得たうえでの継続補導も認められる（留意事項第4の6）。したがって、こうした調査の一環として、事実上、親に対する働きかけがありうことになる。ただ、児童福祉機関先議主義にもとづいて、触法容疑少年の第1次的管轄は児童相談所にあることから、捜査機関による触法少年の親に対する働きかけには大きな限界があると言わざるをえない。なお、2007年の少年法改正によって、警察官の触法調査に少年法上の根拠が与えられるとともに（少6条の2第1項），保護者に対する任意の呼出しと質問が明示された（少6条の4第1項）²¹⁾。しかし、この改正によつても、親に対する介入や働きかけについては、従来と比べて特段の変化は見られない。

保護原理を前提とする虞犯少年については、もとより、刑訴法上の捜査は許されない。捜査機関は、虞犯容疑少年について、警察法2条1項の一般条項にもとづいた虞犯調査ができるだけであり（活動規則27条）、14歳未満の虞犯少年については児童相談所に通告しなければならない（児童福祉機関先議主義）。虞犯調査においても、親との接触（呼出しと質問）と継続補導は認められてはいるものの（活動規則31条、留意事項第4の6），それ以上に積極的な働きかけまでが予定されているわけではない。

4 以上のように、捜査や調査に付随する（直接の根拠とする）親への積極的な働

きかけは本来的に想定されておらず、助言その他の必要な措置が認められるにすぎない（活動規則13条1項）。これに対して、少年警察部門（留意事項第2の1）を中心とする一般的活動においては、少年本人および親に対して、一定程度の積極的な働きかけが認められている。たとえば、非行（容疑）少年、不良行為少年（飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己または他人の特性を害する行為をしている少年〔活動規則2条6号〕で、「非行少年予備軍」とも言える存在）、被害少年、児童福祉法上の要保護少年を対象として、街頭補導（活動規則6条・78条、留意事項第3の1）が行われており、特に不良行為少年については、親への連絡が義務づけられている（活動規則14条）。その結果、深夜徘徊で補導された少年の身柄を親が引き取る際などに、門限の設定や交友関係の改善などを内容とする一定程度積極的な介入・指導・働きかけが当然のものとされている。

また、一般的な少年相談にもとづく少年については、保護者の同意を前提として、少年本人に対する助言・指導その他の補導を継続的に実施することができる（活動規則8条2項、留意事項第3の2・第3の3）。そして、このような継続補導の一環として、事実上、親に対する働きかけが認められることになる。こうした点にも、犯罪・非行防止活動（事前の対応）に向けた捜査機関の積極的な姿勢をうかがうことができる。

以上のような働きかけの実効性は、実証的なデータも存在しないし、そもそも証明に馴染むような性質のものではない。しかし、観念的には、本人への働きかけも含めて、非行防止策としての有用性は認めてよいようと思われる。

（2）捜査機関以外による発見と介入

1 触法少年および14歳未満の虞犯少年については、児童福祉機関先議主義にもとづいて、第1次的に児童相談所が管轄し（児福25条）、児童相談所からの送致があった場合に限って家庭裁判所が管轄する（少3条2項・6条の7第2項、児福27条1項4号・27条の3）。したがって、この意味において、児童相談所も、非行少年を発見する機能（送致の要否の判断）を果たしていることになる（全体の約0.3%〔420人〕）。触法少年および14歳未満の虞犯少年の通告を受けた児童相談所は、必要に応じて、児童福祉司または児童委員によって親を指導することができる（児福26条1項2号）ほか、一時保護によって少年を親から分離することができる（児福33条）。ただ、これらの措置（介入）は、要保護児童一般に対するものと同様であり、特に非行少年を念頭に置いた対応というわけではない。

2 少年法上の保護処分としての保護観察（少24条1項1号）に付されている少年が遵守事項に違反した場合、保護観察所長は、更生保護法68条にもとづいて、新たな非行（虞犯）として、家庭裁判所に通告（虞犯通告）することができる（全体の0.015%弱〔15人〕）。これは20歳以上の者も「少年とみなして」通告を認めるものであり、この「通告」は「送致」と同じ効果（家庭裁判所に対する事件受理の強制）を持っている（審判規則8条5項参照）。また、2007年の少年法改正によって、遵守事項違反少年に対して、従来の虞犯通告制度に加えて、警告を前提とした施設送致申請の制度が新設された（少26条の4、更生保護67条）。これらの少年の親に対しても保護観察所による働きかけが可能ではあるが、それは、遵守事項違反を直接の契機として介入するものではなく、通常の保護観察処分とともに働きかけ以上のものではない。

3 すでに家庭裁判所に係属している少年について、家庭裁判所調査官による調査の段階で、別の非行の存在や共犯者の存在が判明することがあり、家庭裁判所への報告が義務づけられている（少7条1項、審判規則9条の3）。これが、家庭裁判所調査官による非行の発見である（全体の0.1%程度〔157人〕）。この場合には、すでに調査対象となっている非行、および新たに発見された非行との関係で親に対する働きかけは当然に認められるが、その実質はいずれも、非行の発見段階における働きかけではなく、事件が家庭裁判所に係属している少年の親への働きかけということになる。

4 少年法は、以上のような公的機関のほかに、非行少年を発見した者のすべてに対して、家庭裁判所への通告（一般人通告）を義務づけている（少6条1項、児福25条但書、審判規則9条）。一般人通告は、義務規定の体裁になってはいるものの、その実質は訓示規定にすぎず、ほとんど実例が見られない（全体の0.015%弱〔15人〕）。ほとんどの事案は、家庭裁判所への通告ではなくに捜査機関への通報等で対応がされているし、「見て見ぬふり」をすることも不可能ではないからである。したがって、この場合の発見者による親への働きかけは、観念的には否定されないにしても、単に「余計なお節介」の類のものでしかありえない。

注

- 18) 以下の統計数字は、特に断らない限り、いずれも2012年度のものであり、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況（2・完）—少年事件」法曹時報66巻1号（2014年）27頁以下に掲っている。
- 19) 送致書（審判規則8条）には処遇意見をつけることができるが（同3項）、それ以

上の処遇的な働きかけは、送致の前提とされていない。

- 20) 少年法上の特則（少 41 条以下）をはじめとして、犯罪捜査規範第 11 章、少年警察活動規則、「少年警察活動推進上の留意事項について」などにおいて、少年の特性に応じた特別な対応の必要性が要請されている。なお、佐々木光明「少年警察活動の展開とその射程 『地域創造』による市民的治安主義」澤登俊雄先生古稀祝賀論文集『少年法の展望』（現代人文社、2000 年）145 頁以下。
- 21) 改正の詳細については、川淵武彦／岡崎忠之「『少年法の一部を改正する法律』の概要」ジュリスト 1341 号（2007 年）38 頁以下、丸山直紀「平成 19 年少年法改正に伴う少年警察活動規則の改正等について」家庭裁判月報 60 卷 6 号（2008 年）1 頁以下、参照。

III 家庭裁判所における親への介入—調査段階

(1) 少年保護手続からの離脱

1 捜査機関および児童相談所から送致された事件、さらには保護観察所から通告された事件は、事件の受付事務を経て受理され（平成 4 年 8 月 21 日最高裁総三 26 号事務総長通達にもとづく処理）、ただちに家庭裁判所に係属する（受理強制）。他方、家庭裁判所調査官から報告された事件および一般人から通告された事件については、報告書または通告書（口頭通告もできる）を受けた裁判官が、非行事実の存在について蓋然的な心証を形成した後に、事件係によって事件受理簿に登載されることで受理される。

2 少年法 1 条は「保護処分による少年の健全育成」を明示しているが、それは、家庭裁判所に係属した事件のすべてを保護処分にするという趣旨ではない。調査後の審判不開始決定（少 19 条 1 項）および審判後の不処分決定（23 条 2 項）に明示されているように、家庭裁判所は、調査過程ないしは審判過程を通じて少年の要保護性が解消したり、保護処分の必要がない程度に要保護性が低減した場合には、少年保護事件手続から積極的に離脱させるべきことを認めている。このようなダイバージョンに利用されているのが、少年本人と保護者に対する「保護的措置」である。家庭裁判所に係属した一般事件の非行少年（46,527 人）のうち、約 45%（20,968 人）が審判不開始で終局し、約 20%（9,498 人）が不処分で終局している。両者を合わせると、少年保護事件全体の約 65% が保護処分を受けることなく終局し、そのうちの 90% 近くが保護的措置を理由とする離脱である（審判不開始で 87.8%，不処

分で 86.6%)。こうした保護的措置は、旧少年法上の保護的措置および保護処分²²⁾の一部を引き継ぐ形で、当初は事実として行われていたものであるが、行政規則（昭和 34 年 12 月 10 日最高裁家三 216 号家庭局長通達）によって根拠を与えられた後、2000 年の少年法改正によって法律上の根拠が与えられることになった（少 22 条 1 項後段〔対少年〕、少 25 条の 2 〔対保護者〕）^{23) 24)}。保護的措置による効果（要保護性の解消ないしは低減）は、「少年に対する働きかけ」が中心となることには疑いがないが、非行発生要因であると同時に健全育成のための重要な環境要因である「親に対する働きかけ」の重要性も軽視できないものである。

3 家庭裁判所は、「審判に付すべき少年」または「送致を受けた少年」については、事件についての調査義務を負っている（少 8 条 1 項）。「審判に付すべき少年」とは、審判に付す可能性のある少年を意味する。したがって、調査対象となる少年は、送致された少年をはじめとして、家庭裁判所に受理された（事件係属した）すべての少年であり、全件の調査が義務づけられているのである（全件調査主義）。また、調査の結果としてその後の少年の扱いが決定されることから（少 18 条～21 条）、調査は、審判に先だって行われなければならない（調査前置主義）。家庭裁判所が行う調査には、社会調査（通常調査）と法的調査がある。法的調査は、主として事件記録（法律記録）にもとづいて、非行事実の存在および審判条件の具備について家庭裁判所裁判官が法律的な側面から行うもので、社会調査を行うための前提となる。少年法および少年審判規則においては、法的調査についての規定はなく、社会調査だけが規定されている。

（2）家庭裁判所調査官による保護的措置

1 法的調査によって、非行事実の存在について蓋然的な心証が得られた場合に、裁判官の調査命令にもとづいて、家庭裁判所調査官（通常は単独）が、少年ごとに、その要保護性に関して社会調査を行うことになる（人格調査）。社会調査は、少年や保護者をはじめとして対象に限定がなく（少 8 条 1 項）、その内容も多岐にわたって（各対象者の行状、経歴、素質、環境等）、医学・心理学等の専門的智識を活用し、少年鑑別所の鑑別結果を活用することが特に要請されている（科学主義〔少 9 条、審判規則 11 条〕）。実際には、定式化された書面（少年調査票）に記載する形で進められ、最終的には、報告書として家庭裁判所に提出される（審判規則 13 条 1 項）。その際、少年および保護者には調査に応じる義務があり、呼出状および同行状によってそれが担保されている（少 11 条、審判規則 15 条～18 条）。

親に対する調査は、面接が中心であり、通常は1回で、60分ないし90分程度をかけて行われる。そこでは、少年の成育歴や生活環境、問題行動歴等を中心とした聞き取りのほか、親自身や家庭環境の問題性等を明らかにしたうえで、「少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため」の「訓戒、指導その他の適当な措置」がとられる（少25条の2）。この保護的措置は、対象者の同意にもとづく非強制的措置で、短期間の非継続的なものとして、対象者の内面にまで踏み込んで処遇的な働きかけを行うものとされている²⁵⁾。こうした働きかけを前提として、調査官は、調査報告書に処遇意見をつけて報告する（審判規則13条2項）ほか、適宜、処遇に関する意見を述べることになっている（同3項）。

2 親に対する保護的措置は、少年自身に対するそれに比べておのずと限界があるものの、面接による監護方針等の助言、親子合同面談、就労・就学・進路指導、生活リズム・態度の点検、改善指導、謝罪・弁償指導、交通講習など、多様な種類ないし方法のものが実施されている²⁶⁾。そして、その実効性の高さについても、事実的措置として行われていた時期において、すでに肯定的に評価する実証研究が見られたところであり²⁷⁾、現在でもそうした状況に変化はないものと言えよう。また、2000年改正によって法的根拠を与えられたこととの関係では、従来以上に具体的で実効性のある措置が求められているとの指摘も見られる²⁸⁾。さらに、現場の調査官を中心として、調査技法の工夫や開発、親の特性に着目した（応じた）働きかけのあり方などについて、より実効性の高い保護的措置を追求する研究や議論が重ねられてきている²⁹⁾。

以上のような、調査官による保護的措置は、その違反に対する制裁がなく、したがってその実行を強制することはできない。呼出状と同行状によって、保護的措置を行う機会が担保されているだけにとどまっている。したがって、親に対する保護的措置の実効性は、調査官の資質と働きかけの内容、さらにはそれに応じる親の意識と熱意・誠意によって大きく左右されることにならざるをえない。まさに、調査官の力量が発揮される（試される）場面である。ただ、調査の結果として、家庭裁判所に係属した保護事件の約40%が審判不開始決定で終局している事実からすれば、調査段階での親への介入は実効的に遂行されていると言ってよいと思われる。まさに、「日本の少年司法は、調査官制度によって支えられている」と評価される所以である。

(3) 観護措置における親への介入

家庭裁判所に係属した少年の多くは在宅のままで扱われるが、身柄拘束の必要がある少年については、観護措置がとられる（少17条1項）。その種類には調査官観護（同1項1号）と少年鑑別所送致（同項2号）があるが、そのほとんどが少年鑑別所送致（2号観護措置と言われる）であり、一般保護事件の10%強を占めている。2号観護措置がとられた少年についても、身柄が少年鑑別所に拘束されていることを別にすれば、調査の構造に基本的な違いはない。ただ、親に対する保護的措置の特徴として、面会のために鑑別所に行くことを強く促す働きかけが行われていることを指摘できる。また、少年事件には弁護士付添人（少10条1項但書）が付くことができるが、その割合は徐々に増加傾向にあり、その大部分は2号観護措置をとられている少年である。付添人は、審判段階で処遇意見を家庭裁判所に提出するが、少年の再社会化に向けた環境を調整するために、親に対して積極的な事実上の働きかけを行っており、それが調査官の処遇意見や裁判所の処遇内容を左右することも決して稀なことではない。こうした付添人の働きかけは、少年法に直接的な根拠規定はないものの、少年の最善の利益（最適な処遇による健全育成）を達成するために活動する付添人の立場からして、当然に認められるものである。

少年鑑別所における少年の扱いは、これまで少年鑑別所処遇規則（昭和24年5月31日法務府令58号）によっていたが、そこでは、親に対する働きかけは特に予定されていなかった。親に対する働きかけの必要があれば、鑑別所職員（法務教官および法務技官）と調査官との意見交換にもとづいて、調査官を介して働きかけることは可能である。しかし、その性質は調査官としての働きかけと本質的に異なることになる。他方、少年鑑別所は、これまでも、本来の業務に支障がない限りで、一般少年鑑別（外来相談）や一般的な外来相談（家庭内暴力やいじめ、引きこもり等）を受けており、その範囲内では親に対する事実上の働きかけが行われていた。なお、第186回国会で可決成立した（2014年6月4日）少年鑑別所法（平成26年法59号）は、法律に根拠を明示したうえで、こうした相談活動を拡充するとともに、さらに積極的な援助活動の実施を予定したものになっている³⁰⁾。一般的な非行予防方策として、期待することができよう。

注

- 22) 旧少年法においては、保護処分として、① 訓誡、② 校長訓誡、③ 書面誓約、④ 条件付保護者引渡し、⑤ 寺院等への補導委託、⑥ 少年保護司観察、⑦ 感化院送

致, ⑧ 矯正院送致, ⑨ 病院送致・委託が規定され（旧少4条）, 審判前の保護的措置（仮の処分）として, ④⑤⑥⑦⑧⑨の措置をとることが認められていた（旧少37条）。その後, 現行少年法が, 保護処分の種類を整理するとともに（少24条1号）, 審判前の仮の処分を根拠づける規定を置かなかったことから, 非定型的な援助活動（教育的・福祉的措置）として適切である場合に, 事実的措置として活用されることになった。さらに, 佐々木謙ほか「少年事件における保護的措置について（1）—保護的措置の特性とその具体的展開」家庭裁判月報44卷4号（1992年）143頁以下, 田宮裕／廣瀬健二編『注釈少年法〔第3版〕』（有斐閣, 2009年）201頁。

- 23) 甲斐行夫ほか『少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説』（法曹会, 2002年）112頁以下, 157頁以下, 参照。
- 24) 保護者に対する保護的措置の性質については, 必ずしも理解が一致していない。たとえば, 守山正／後藤弘子『ビギナーズ少年法〔第2版〕』（成文堂, 2008年）66頁以下〔守山〕, 澤登・前掲注4) 151頁以下は, 従来からの事実的措置の追認ということ以上に, 保護者に対する責任追及の観点を強調している。他方, 守屋克彦／斎藤豊治編『コンメンタール少年法』（現代人文社, 2012年）409頁以下〔正木祐史〕は, 國際準則でも確認されている福祉的措置を明文化したものとする。
- 25) 田宮ほか・前掲注22) 201頁以下。さらに, 守屋ほか・前掲注24) 161頁以下〔加藤学〕。
- 26) 田宮ほか・前掲注22) 334頁によれば, 個別面接型（助言, 指導, 訓戒等）, 講習型（交通講習, 薬物講習等）, グループワーク型（保護者の会等）, 合宿型（親子合宿）, 社会奉仕活動型（各種施設での介護補助, 公共の場における清掃活動等）に分類される。さらに, 相澤重明ほか「少年事件における保護的措置について（3）完—保護的措置の多様化をめぐって」家庭裁判月報44卷6号（1992年）95頁以下, 竹内友二ほか「少年事件における保護的措置について—再非行防止の観点から」家庭裁判月報58卷10号（2006年）115頁以下。
- 27) たとえば, 林祥三ほか「少年保護事件における保護的措置の研究—特に, 調査過程における保護的措置について」家庭裁判月報28卷10号（1976年）1頁以下, 塩見雅弘ほか「保護的措置による審判不開始決定後の再非行状況に関する調査結果の概要—昭和57年度家庭裁判所調査官特別研究による大阪, 名古屋及び仙台各家庭裁判所の調査結果の比較」家庭裁判月報36卷9号（1984年）195頁以下, 武政司郎ほか「少年事件における保護的措置について（2）—調査過程で行われる保護的措置の再検討」家庭裁判月報44卷5号（1992年）95頁以下。
- 28) 高木健二ほか「個別の面接過程における保護者に対する措置の工夫や試みについて」家庭裁判月報55卷10号（2003年）100頁以下。
- 29) たとえば, 柳沢恒夫「家庭裁判所における保護的措置の歩みと新しい試み」判例タイムズ996号（1999年）289頁以下, 高木ほか・前掲注28) 100頁以下, 和田彰

ほか「中規模支部における保護者会（グループワーク型）の試み」家庭裁判月報 58 卷 11 号（2006 年）189 頁以下、小峰隆司「保護者に対する措置を意識した保護者調査の在り方について」家庭裁判月報 60 卷 1 号（2008 年）153 頁以下。

- 30) 法案の内容は、<http://www.moj.go.jp/content/000095875.pdf> で確認できる。

IV 家庭裁判所における親への介入—審判段階

(1) 家庭裁判所裁判官による保護的措置

調査の結果、家庭裁判所で少年保護事件としての扱いが相当（必要）であると判断された少年については、少年審判が開始される（少 21 条）。少年審判は、法的調査によって確認された非行事实を認定したうえで、社会調査を通じて明らかにされた要保護性を確認し、要保護性を解消するための最適な処遇を選択するためのものである。審判は、通常は 1 回の審判期日で、60 分ないし 90 分程度をかけて行われ、少年に対する人定質問、供述を強いられないこと（黙秘権）の告知（教示）、非行事实の要旨の告知と少年の弁解の聴取、非行事实の審理、要保護性に関する事実の審理、保護者からの聴取、調査官および付添人からの処遇意見の聴取、終局決定の告知、決定の趣旨の説明および抗告権の告知、の順序で進められる。この過程を通じて、少年本人に「非行について内省を促す」ための働きかけ（少 22 条 1 項）が行われるとともに、親に対しては、「少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため……訓戒、指導その他の適当な措置」（審判段階における保護的措置）がとられる（少 25 条の 2）。この段階の保護的措置は、通常は裁判官が行っているが、調査官が意見聴取の際に少年や親に対して処遇を意識した働きかけを行うことも排除されているわけではない（審判の非形式性）。また、不処分決定との関係では、交通事犯における交通講習の受講に見られるように、保護的措置を受けることを条件として保護手続からの離脱を認めることもある。

少年審判は、懇切を旨として和やかな雰囲気のもとで、非公開で行われるにしても（少 22 条 1 項・2 項）、厳肅に運営される裁判であることに変わりはなく、その意味での教育的効果には大きなものがあると言われてきた³¹⁾。審判不開始で終結しなかった事件（審判が開始された事件）のうち、一般事件の 40% 近くのものが不処分決定で終結しているのも、こうした保護的措置の実効性の高さを示すものだと言えよう。もっとも、少年と親に対する働きかけ（保護的措置）は、調査段階からす

でに積極的に行われているものであるから、審判開始後の離脱も、調査段階と審判段階での働きかけの相乗効果としてのものであると言わなければならない。

(2) 試験観察における親への介入

少年法は、審判段階において、終局決定を留保したうえで、家庭裁判所調査官による試験観察に付しうることを規定している（少25条1項）。これは、本来的には、当該少年に対する保護処分の必要性の有無を見極めるための中間処分であり、調査機能を期待した規定である。しかし、実際には、教育的な処遇としてのプロペーション機能が調査機能に付随して認められることから、不処分決定につなげるような積極的な形で、保護処分を代替するものとして活用されている実態のあることが指摘されている³²⁾。試験観察は家庭裁判所調査官によって行われるが、身柄付で補導委託する場合（同2項3号）を別にすれば、在宅で、遵守条件を付してその履行を命じるか（同2項1号）、条件を付けて保護者に引き渡す方法（条件付保護者引渡〔同2項2号〕）で行われる。少年に遵守事項を付す場合は、保護処分としての保護観察と類似した構造となる。そのため、不処分決定につなげることとの関係で、保護観察の「前倒し」的な運用実態があるとも言われる。また、親に対する介入も、保護観察の場合の介入と同じようなものとなる。条件付保護者引渡の条件については、「少年の保護監督について必要な条件を具体的に指示しなければならない」（審判規則40条3項）。裁判例で確認できるものはないが、一般的には、試験観察の意義と遂行を阻害しないものが付されることになる。学説においては、その具体例として、「少年の日常生活を書面で報告すること」や「少年の入退学、就職、転退職の際は調査官の許可を求めるこ³³⁾」「少年を家から追い出すような行為をしないこと」や「少年に体罰を与えないこと」³⁴⁾などが例示されている。

ただ、試験観察は、中間処分としての曖昧な性格や調査官の負担の大きさもあってか、それほど日常的なものとして活用されているわけではない。一般事件で3.1%，業務上過失致死傷事件で5.6%，道路交通事件で1.4%にとどまり、一般事件を除いては経年的な減少傾向が見られる。また、これは、不処分を積極的に目指す形で運用がされてはいるものの、必ずしも、不処分決定で終局することが当然というわけではない。特に、条件違反に対する制裁等は想定されていないため、その場合の扱い（観察の継続ないし打ち切り）は試験観察全体のなかで判断されることにならざるをえない。場合によっては、親の不適切な対応の故に試験観察が打ち切られ、少年にとってより厳しい結果（不適切な親から離すための少年院送致決定）になること

さえも否定することができない。

(3) 終局処分決定時における親への介入

1 親を中心とする保護者に対する家庭裁判所の介入（働きかけ）のうち、調査段階と審判段階におけるものは、いずれも少年保護手続からの離脱を目的とするものである。他方、離脱を達成できずに保護処分を受けるに至った少年との関係でも、処分終了後の再社会化を念頭に置いた働きかけは認められてよい。その多くは、保護処分の執行段階における処遇機関による働きかけである。しかし、家庭裁判所も、環境調整命令によって、保護処分決定時ないしは決定直後³⁵⁾に介入できることが明示的に認められている（少24条2項）。環境調整命令は、保護観察または少年院送致の保護処分（少24条1項1号・3号）を決定する場合に、家庭裁判所が保護観察所長に対して、「家庭その他の環境調整に関する措置を行わせること」を命じるもので、環境についての調査の結果を保護観察所に通知したうえで、必要な事項を具体的に指示して行われる（審判規則39条）。これは、保護処分を受けている少年が社会内にある場合（保護観察）と保護処分執行後に社会に復帰する場合（少年院）のいずれについても、少年の生活環境を整えることが少年の再社会化（健全育成）に必要不可欠（有意義かつ有効）だからである。

環境調整は、保護観察所長が実行可能なものであれば、その内容に限定はない。最近の15年間における裁判例から確認できるものとしては、少年院（仮）退院後における帰住先の確保や調整³⁶⁾、親子間における関係の改善ないし調整³⁷⁾を中心として、さまざまな種類のものが積極的に用いられている³⁸⁾。また、学説においても、公的扶助や職場の斡旋、学校や交友関係の調整、住居の調整等が例示されている³⁹⁾。これらの環境調整の内容は、単独で命じられることがあるが、帰住先の確保と親子関係の改善等、複数のものが併せて命じられることも多い。

2 家庭裁判所は、家庭裁判所の手続を通じて発生した一定範囲の費用（鑑定人等の旅費・日当等、少年鑑別所において生じた費用）、および少年院において生じた費用について、その全部または一部を、少年およびその扶養義務者から徴収することができる（少31条1項）。これは、旧少年法61条を引き継いだ介入であり、本来的には、国による立替金請求の性質を持つものである⁴⁰⁾。ただ、それと同時に、請求対象者に対する教育効果（非行の惹起や助長に対する責任を自覚させる効果）のあることが指摘され、以前からその活用が期待されていたものである⁴¹⁾。しかし、現行少年法の制定当初からの運用の実績に乏しく、今後の活用もほとんど見込まれな

いような状況にある。

注

- 31) たとえば、団藤ほか・前掲注1) 210頁以下。
- 32) 田宮ほか・前掲注2) 322頁。
- 33) 田宮ほか・前掲注2) 326頁。
- 34) 守屋ほか・前掲注24) 402頁〔加藤学〕。
- 35) 環境調整命令の時期については、特段の定めがなく、執行に移行した段階でもなしうる規定ぶりになっている。しかし、環境調整命令が保護処分決定の付隨的措置であり、保護処分の決定機関と執行機関が分離されていることからは、処分執行段階に移行した後に行うことは適切でない。処分執行開始後は、処遇勧告（審判規則38条2項）によるべきである。なお、実務上も、環境調整命令を独立した決定書で行う場合は、保護処分決定からほぼ2週間（確定期間）以内に決定書が作成されている。戸田久「環境調整命令をめぐる諸問題—裁判例の動向を中心に」家庭裁判月報43巻10号（1991年）12頁。
- 36) 東京家八王子支決平成11年6月29日家庭裁判月報51巻12号46頁、大阪家決平成12年4月28日家庭裁判月報52巻11号70頁、浦和家決平成12年9月20日家庭裁判月報53巻2号166頁、長崎家決平成14年5月24日家庭裁判月報55巻1号118頁、釧路家北見支決平成15年7月14日家庭裁判月報55巻12号94頁、大阪家決平成15年11月4日家庭裁判月報56巻7号164頁、横浜家川崎支決平成16年12月7日家庭裁判月報57巻7号55頁、大分家決平成17年8月23日家庭裁判月報59巻2号154頁、千葉家決平成19年4月3日家庭裁判月報59巻10号71頁、大阪家決平成21年4月7日家庭裁判月報61巻10号83頁、水戸家決平成21年6月16日家庭裁判月報61巻10号87頁、大阪家決平成22年1月20日家庭裁判月報62巻8号97頁、東京家決平成22年6月10日家庭裁判月報63巻1号149頁、大阪家決平成22年7月23日家庭裁判月報63巻1号154頁、水戸家決平成22年9月14日家庭裁判月報63巻10号67頁、水戸家下妻支決平成23年9月29日家庭裁判月報64巻5号113頁、名古屋家決平成24年3月7日家庭裁判月報64巻8号95頁、大阪家堺支決平成24年6月19日家庭裁判月報64巻11号71頁、那覇家決平成24年11月30日家庭裁判月報65巻5号109頁。
- 37) 浦和家川越支決平成11年10月18日家庭裁判月報52巻4号52頁、浦和家決平成12年6月28日家庭裁判月報53巻1号106頁、水戸家下妻支決平成13年6月26日家庭裁判月報54巻1号87頁、長崎家決平成14年1月16日家庭裁判月報54巻6号112頁、さいたま家決平成14年12月4日家庭裁判月報55巻7号90頁、新潟家決平成17年6月30日家庭裁判月報57巻11号140頁、静岡家決平成17年2月3日家庭裁判月報58巻7号69頁、長崎家決平成19年9月27日家庭裁判月報60巻3号

51 頁, 大阪家決平成 20 年 6 月 11 日家庭裁判月報 60 卷 12 号 88 頁, 名古屋家決平成 22 年 7 月 15 日家庭裁判月報 63 卷 3 号 140 頁, 東京家決平成 22 年 7 月 23 日家庭裁判月報 63 卷 6 号 112 頁。

- 38) たとえば、就労先ないしは就学先の確保や整備（東京家決平成 13 年 5 月 21 日家庭裁判月報 53 卷 11 号 126 頁, 新潟家長岡支決平成 15 年 6 月 17 日家庭裁判月報 56 卷 11 号 87 頁, 広島家決平成 18 年 2 月 13 日家庭裁判月報 58 卷 10 号 98 頁, 福岡家決平成 22 年 3 月 12 日家庭裁判月報 63 卷 3 号 148 頁）, 外国人の母親への援助（東京家決平成 15 年 9 月 26 日家庭裁判月報 56 卷 4 号 158 頁）, 被害者遺族への対応（秋田家決平成 13 年 8 月 29 日家庭裁判月報 54 卷 3 号 96 頁）の例が見られる。
- 39) 団藤ほか・前掲注 11) 245 頁以下, 平場安治『少年法〔新版〕』(有斐閣, 1987 年) 311 頁。
- 40) 最高裁判所事務総局家庭局「少年法第 31 條による費用徴収について」家庭裁判月報 3 卷 7 号 (1951 年) 63 頁以下参照。
- 41) たとえば, 団藤ほか・前掲注 1) 309 頁, 平場・前掲注 39) 324 頁, 田宮ほか・前掲注 22) 368 頁。

V 処遇段階における親への介入

1 少年審判の結果, 少年法上の保護処分の必要性（相当性）があると判断された少年については⁴²⁾, 家庭裁判所は, 保護観察, 児童自立支援施設・児童養護施設送致, 少年院送致のいずれかの保護処分を決定しなければならない（少 24 条 1 項）。この終局決定によって, 事件は保護処分の執行段階に移行し, 少年は処遇機関で扱われることになる。一般事件について見れば, 全体の保護処分率は 33% であり, 保護観察率が 25.5%（全保護処分中で 77.3%）, 児童自立支援施設・児童養護施設送致率が 0.6%（全保護処分中で 0.016%）, 少年院送致率が 6.9%（全保護処分中で 21%）となっている。

保護処分のうち, 児童福祉法上の施設を利用する児童自立支援施設・児童養護施設送致においては, 国立の児童自立支援施設で強制的措置をとられる少年を別にすれば, 非行少年と通常の要保護児童とが特に区別して扱われることはない。したがって, 親への働きかけが行われる場合にも, 児童福祉法にもとづく一般的な介入（面会の要請等）にとどまることになる。

2 非行少年に対する保護処分としての保護観察（更生保護 48 条 1 号）も, 他の対象者（少年院仮退院者, 仮釈放者, 保護観察付執行猶予者）に対する保護観察（更生

保護48条2号・3号・4号)と同様に、更生保護法にもとづいて、保護観察所によって行われる(同29条1号)。いずれの保護観察も、通常、保護観察官を主任官とし、民間のボランティアである保護司を担当者として(同61条1項),対象者に対する指導監督(同57条)と補導援護(同58条)を行うことによって実施されている(同49条1項)。その中心となるのは指導監督であり、少年に対して、共通的な一般遵守事項(健全な生活態度を保持すること、保護観察官・保護司の指導監督に誠実に服すること、住居を定めて届出ること、定めた住居に居住すること、転居等に際して保護観察所長の許可を得ること〔同50条〕)と個々の少年の状況に応じて具体的に定められる特別遵守事項(同51条)を守らせることによって、自律的な再社会化を実現しようとするものである。

その際、対象少年の親に対しても、少年を監護する責任があることを自覚させ、家族関係等に起因する問題や非行原因を改善することを目的として、指導や助言、その他の適当な措置をとることが認められている(同59条)。具体的には、保護観察決定に引き続いて、保護観察所に出頭させたうえで保護観察の趣旨等への理解と協力を求めるほか、執行段階を通じて、少年の監護方法等について継続的な働きかけが行われている。こうした措置は、犯罪者予防更生法(更生保護法の前身)の2007年改正によって、それまで実務において事実として行われてきた働きかけが明文化され(犯予36条の2),更生保護法に引き継がれたものである(平成19年法88号)⁴³⁾。また、かつての犯罪者予防更生法においては、少年の家族に対する補導援護としての環境の改善と調整(旧犯予36条1項5号)を実施するためには家族の承諾が要件とされていたが(同条2項),2007年改正で家族の承諾の要件は保護観察付執行猶予者の場合に限定され、それは更生保護法にも引き継がれている(更生保護58条5号・83条)。ただ、保護観察処分における介入の実質は、家庭裁判所の命令を根拠としないことを別にすれば、保護観察処分決定に付随する環境調整命令と異なるところがない。

3 保護処分として最も厳しい内容のものが少年院送致処分であり、一般保護事件の保護処分中の割合は、ここ10年間ほどは安定的な比率で推移している。少年院送致処分における親への介入は、在宅で処遇される少年がほとんどを占める保護観察処分の場合と異なり、親が直接的には関われない施設収容による処遇であることから、その内容もおのずと異なっている。しかし、限られた場面ではあるにしても、親の関わりが予定されており、その限りで法的介入の対象となる。たとえば、面会や宿泊面会、保護者会、ファミリーカウンセリング等を通じた働きかけは、従

来から実施されていたところである⁴⁴⁾。こうした実務動向は 2007 年の少年院法改正によって法的にも根拠づけられることになり（平成 19 年法 88 号），少年院長は，在院者の保護者に対して，「在院者の監護に関する責任を自覚させ，強制教育の実効を上げるため，指導，助言その他の適当な措置をとる」ことが明記された（少院 12 条の 2）。これにより，少年院処遇中の少年の親に対する働きかけについて，より積極的な措置が期待されるようになったものと指摘されている⁴⁵⁾。同様に，保護観察所長についても，（仮）退院者の社会復帰を円滑に行うための環境調整が明示され（更生保護 82 条），実行に移されているところである（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則〔平成 20 年法務省令 28 号〕112 条）。

こうしたなかで，2009 年の広島少年院事件（法務教官による少年への暴行・虐待事件）を契機として「少年矯正を考える有識者会議」が招集され，その提言（2010 年 12 月 7 日）にもとづいて少年院法案が策定され⁴⁶⁾，第 186 回国会で可決成立した（2014 年 6 月 4 日）。それ（平成 26 年法 58 号）は，これまでの少年院のあり方を大きく変える提案をしているが⁴⁷⁾，特に親を中心とする保護者との関係では，少年院処遇における保護者との関わりを重視している点に特徴がある。たとえば，少年院処遇についての理解と協力を求め，指導・助言その他の適当な措置を執る（旧少院 12 条の 2）ことを継続する（少院 17 条）だけでなく，個人別矯正教育計画を立案する際に保護者の意向を参照することが明記されている（少院 34 条 3 項）。これによつて，親に対する望ましい方向での積極的な介入が期待されるところである。

注

42) 他方，保護処分の必要がない少年は，調査後の審判不開始決定（少 19 条 1 項）と同様の性質を持つ不処分決定によって手続から離脱する（少 23 条 2 項）。また，他の法システムでの扱いが相当（必要）である少年は，調査後の扱いと同じく，児童福祉法制に移送されるか（少 18 条・23 条 1 項），刑事裁判手続に移送されることになる（少 19 条 2 項・20 条・23 条 3 項）。

43) 鎌田隆志「更生保護法の解説—少年事件に関連する規定を中心として」家庭裁判月報 59 卷 12 号（2007 年）88 頁以下。

44) 甲斐ほか・前掲注 23) 159 頁。

45) 田宮ほか・前掲注 22) 515 頁。なお，具体的な取り組み（佐世保学園）の報告として，光岡浩昌「少年院における『保護者への働き掛け』について」犯罪と非行 153 号（2007 年）83 頁以下。

46) 法案の内容は，<http://www.moj.go.jp/content/000095870.pdf> で確認できる。

47) 詳細については，前川直樹「少年矯正制度の更なる充実に向けて—少年院法案，

少年鑑別所法案」立法と調査 327 号（2012 年）13 頁以下。名執雅子「少年矯正における新たな取組と少年院法の改正等」家庭裁判月報 65 卷 4 号（2013 年）1 頁以下、参照。さらに、高内寿夫「子どもの権利条約からみる少年院法の改正について」國學院法学 49 卷 3 号（2011 年）104 頁以下。

むすびに代えて—今後の課題

以上、非行少年の発見から処遇までの各段階について、少年の健全育成を目的とした親への法的介入（働きかけ）の実情と可能性を見てきた。すでに明らかなように、こうした働きかけは、極めて断片的なものであり、非体系的なものでしかない。それは、少年保護手続の全体が非形式的なものであると同時に、できるだけ早い段階で少年を保護手続から離脱させることが望ましいと考えられているからにはほかならない。こうしたパターナリストイックな対応については、1960 年代以降、福祉モデル少年法制に忠実であったアメリカの有力州やカナダを中心に大きな批判が起り、刑事司法（司法モデル少年法制）への傾斜も見られるところである。しかし、わが国の少年法は、2000 年以降の改正に対する批判はあるものの、基本的に、保護主義的な対応を維持していると言つてよい。それは、取りも直さず、非行少年の再社会化の実績に支えられたものである。

もっとも、少年法のあり方やその運用と再社会化の実績との関係は、直接的な因果関係として証明できるようなものではない。しかし、一般刑法犯における成人犯罪者と非行少年の人口比の大きな差は（2012 年度について、成人 211.5 に対して少年 666.5）⁴⁸⁾、少年段階での立ち直りの実績の高さを推測させるものである。ただ、このような実効性が期待できるのは、事実上、少年非行全体の 80% 以上を占める軽微な非行を中心として、特に審判不開始決定と不処分決定で終局している事案であろう。その一方で、保護処分を受けた少年については、成人再犯率（32.7%）と累非行率（43.8%）の差からは、保護処分後の再社会化の実績もうかがえなくもないが、保護処分まで進まずに手続から離脱していく少年ほどには大きくなるものと言えよう。特に、いわゆる凶悪犯罪や犯罪性の深化ないしは固着化した少年、さらには精神的問題が非行原因となっている少年については、親に対する法的介入のみに大きな効果を期待することはできないようと思われる。それにもかかわらず、何よりも、わが国の少年司法が海外から高く評価されている事実だけは、改めて確認しておく必要がある。

今後の課題は、保護処分後の再社会化を積極的に推進していくための「受け皿」を整備することにある。こうした取り組みとして、現在、行政を中心に、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」(2006年)、「地域生活定着支援センター」(2009年)、一定の矯正施設収容者に対する特別の環境調整制度(「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対する処遇の充実等について」平成21年4月1日法務省保観207号保護局長通達、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」平成21年4月17日法務省保観244号矯正局長・保護局長通達)、一般矯正施設収容者に対する「緊急的住居確保・自立支援対策」(「緊急的住居確保・自立支援対策の実施について」平成23年3月31日法務省保観140号保護局長通達、「緊急的住居確保・自立支援対策の実施に係る事務の運用について」平成23年3月31日法務省保観148号保護局更生保護振興課長・観察課長通知)が、それぞれ実施されているところである。非行少年だけを対象とする(念頭に置いた)取り組みは困難であるにしても、非行少年を含めた、少なくとも非行少年を排除しない多様な社会的支援の方法のさらなる開発が望まれるところである。

注

48) 法務省法務総合研究所編『平成25年版 犯罪白書』(2013年) 87頁。

*本稿は、2013年10月20日に上智大学四谷キャンパス国際会議場で開催された、第3回上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催シンポジウム「今、子どもを想う—児童保護における国と家族の役割—」における「少年司法と家庭—非行少年の親に対する介入を中心として」と題する報告原稿に加筆し、注を付したものである。当日のシンポジウムでの報告は、私のほか、荻野美佐子教授(上智大学総合人間科学部心理学科)の「児童虐待と発達障害」、および水野紀子教授(東北大学大学院法学研究科)の「児童虐待と民法」であった。質疑応答を含めた当日のシンポジウムの記録は、秋山梨奈/町野朔/青木清編『今、子どもを想う—児童保護における国と家族の役割—』上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム2013講演録(上智大学生命倫理研究所、2014年3月1日)として公表されている。

